

精華町いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月

精華町・精華町教育委員会

目 次

はじめに	1
いじめ防止等に対する基本的な方向	1
1 いじめとは	
2 いじめ防止等のための基本的な考え方	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	
いじめ防止等のための精華町・精華町教育委員会の対応	3
1 いじめ防止等のための精華町における組織等の設置	
(1) 「精華町いじめ問題対策連絡会議（仮称）」の設置	
(2) 「精華町いじめ防止対策推進委員会（仮称）」の設置	
(3) 「精華町いじめ調査委員会（仮称）」の設置	
(4) 「精華町いじめ防止実務担当者会議（仮称）」の設置	
2 いじめの防止等のために精華町が実施する施策	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証	
いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	5
1 学校いじめ防止基本方針	
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
3 学校におけるいじめ防止等に関する措置	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめに対する措置	
(4) いじめが起きた集団への働きかけ	
(5) いじめ解消後の継続的な指導	
(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応	
重大事態への対応	8
1 重大事態とは	
2 重大事態発生の報告及び調査	
3 調査主体の決定	
4 調査を実施する組織	
(1) 学校が調査主体となる場合	
(2) 教育委員会が調査主体となる場合	
5 事実関係を明確にするための調査	
6 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供	
7 調査結果を踏まえた措置	
8 調査結果の報告	
9 再調査及び措置	
(1) 再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置	
10 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への再調査に係る情報提供	
11 再調査結果の議会への報告	
その他の重要事項	9

精華町いじめ防止基本方針

精華町・精華町教育委員会
平成26年9月1日制定

はじめに

いじめは、人として決して許されない、心や体を深く傷つけるだけではなく、生命にも危険を生じさせるおそれのある、重大かつ深刻な人権侵害にもつながる行為である。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校にでも起こり得るものであることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象にした、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に努めることが重要である。

そのためには、全ての児童生徒を、いじめの被害者(いじめられる者)・加害者(いじめる者)・観衆(はやし立てたり、面白がったりする者)・傍観者(周辺で見て見ぬふりをしたり、聴えている者)いずれにもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、いじめを許さない社会をつくるために、学校・地域社会・家庭、福祉や警察等関係者が一体となった継続的な取組を推進することが必要であり、また、児童生徒に関わる全ての関係者が連携して、児童生徒の発する心のサインを鋭敏にキャッチするなど、未然防止、早期発見及び早期対応に積極的に関与することが大切である。

精華町においては、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される地域づくりを、より一層推し進め、国・地方公共団体・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、精華町いじめ防止基本方針を策定する。

いじめ防止等に対する基本的な方向

1 いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものという。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いはあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

〈いじめられている子どもの心理例〉

- ・一人ぼっちになりたくない。
- ・みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。
- ・親に余計な心配をかけたくない。
- ・大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。
- ・自分が悪いのではないか。
- ・なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からぬ。

2 いじめ防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じて、いじめは決して許されない人権侵害であることを理解させるとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど、豊かな心を育むことや、日頃から児童生徒一人一人のよさが發揮され、互いを認め合う集団づくりに努めることが重要である。また、いじめの背景には、ストレスなどの要因も考えらえることから、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめ問題への取組の重要性について精華町民全体に認識を広め、地域社会、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、人間形成の基盤を育む上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有することから、家庭においていつでも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心を育み、規範意識の醸成に努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。

そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭をはじめ、全ての大人が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

また、何気ない冷やかしや悪ふざけが、特定の子どもに対して継続的に行われることにより、深刻ないじめにつながっていく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、きめ細かく観察し、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが重要である。

このため、学校においては、日頃から全教職員にいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるよう体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。

このため、平素から、関係機関の担当者との窓口交換や連絡会議の開催等、情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

いじめ防止等のための精華町・精華町教育委員会の対応

1 いじめ防止等のための精華町における組織等の設置

(1) 「精華町いじめ問題対策連絡会議」の設置

精華町教育委員会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「精華町いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

連絡会議の構成員は、関係諸団体代表、学識経験者、学校、警察署、精華町及び精華町教育委員会関係課のその他関係者とする。

(2) 「精華町いじめ防止対策推進委員会」の設置

精華町教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「精華町いじめ防止対策推進委員会（以下「いじめ対策委員会」という。）」を設置する。

＜いじめ対策委員会の役割＞

- ア 町教育委員会の諮問に応じ、精華町の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的な知見からの審議を行う。
- イ 精華町立小・中学校（以下「町立学校」という。）におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。
- ウ 町立学校におけるいじめ事案について、町立学校等からいじめの報告を受け、教育委員会議での協議を受け、法第24条に基づき必要がある場合に調査を行う。
- エ 町立学校における法28条に規定する重大事態に係る調査を行う。

いじめ対策委員会の構成員は、第三者の専門的知識及び経験を有する者を中心として弁護士・医師・学識経験者・心理や福祉の専門家の中から人選し、公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) 「精華町いじめ調査委員会」の設置

町長は、法第30条第2項に定める附属機関として「精華町いじめ調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。

再調査委員会は、町立学校における重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは、調査結果について再調査を行う。

再調査委員会の構成員は、いじめに係る重大案件の調査に当たり、専門的知識及び経験を有する第三者とし、公平性・中立性を確保するように努める。

(4) 「精華町いじめ防止実務担当者会議」の設置

精華町教育委員会は、いじめに関する調査・分析、学校等からの報告や連絡を受けた事例の検討、いじめ防止の具体的な取組、教職員研修の企画等、実務的な役割を担う「精華町いじめ防止実務担当者会議（以下「実務担当者会議」という。）」を設置する。構成員は、精華町及び精華町教育委員会関係課担当者、精華町生徒指導連絡会議委員、スクールカウンセラーとする。

2 いじめの防止等のために精華町が実施する施策

いじめ防止等のために、精華町として以下の施策を実施する。

(1) いじめの防止

ア 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

日頃から児童生徒一人一人のよさが發揮され、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、認め合える集団作りに努めるとともに、いじめを許さない心情を育てる教育活動の充実などを通して、心の通う人間関係を構築するため、次のような取組を推進する。

- 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むための道徳教育
- 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権意識を高める取組
- 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等の取組
- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識、ストレスへの対応力等を育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動

イ いじめ防止等のための専門的知識を有する者との連携

教職員が、児童生徒一人一人に対しきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、スクールカウンセラーを配置し、学校の相談機能を高める。加えて、教員・警察官経験者等、外部専門家等との連携を図る取組を推進する。

ウ いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上

教職員がいじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。また、心理や福祉の専門家等と連携し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。

また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

エ いじめに関する調査研究等の実施

生徒指導報告により、学校における状況やいじめの問題に対する日常の取組等について把握する。また、実務担当者会議において、いじめの防止及び早期発見の方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、研修を深めるとともにその成果を普及する。

オ いじめ問題に関する正しい理解の普及啓発

- 学校・保護者・地域と一体となつたいじめ防止・いじめ解消に向けた取組を実施する。
- 広報誌やポスター等を活用して、積極的に情報を発信する。

(2) いじめの早期発見

ア 教育相談体制の活用の推進

教育委員会における、いじめ相談に関する相談体制の明確化を図り、スクールカウンセラーと連携し、保護者等からのいじめの相談に対応するとともに、京都府「24時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など、電話等による相談体制の周知を図り、活用を推進する。

イ 定期的な実態把握

定期的なアンケートや聞き取り調査、教育相談等の実施、生徒指導月例報告により、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 地域や家庭との連携促進

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようとするためPTAや地域の関係団体との連携促進や、学校評議員会・学校運営協議会・学校支援地域本部・放課後子ども教室など、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制及び保護者同士・地域住民同士のつながりを深める体制の充実を図る。各家庭においても、子どもがいつでも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どものささいな変化に対しても、学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。また、様々な方面からいじめについての情報提供を依頼する。

(3) いじめへの対処

ア 関係機関や外部人材の協力による問題解決に向けた支援

○学校が把握した、いじめやいじめにつながる事象については、教育委員会議で情報を共有し、必要に応じて、教育委員会として学校訪問をし、現状把握と指導・助言を行うとともに、いじめ対策委員会と連携していじめの解消を図る。

○解決困難な問題への対応については、京都府教育委員会の「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請するなど、いじめ解消に向けて関係機関との連携を図る。

イ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

○児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、PTAとも連携を図り、インターネット等の利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。

○インターネット上のいじめに関する情報把握については、京都府教育委員会と連携したネットパトロールを継続し、インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制を整備する。

ウ 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又は保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行う必要がある。そのためには、校長会議・教頭会議・生徒指導連絡会議を活用して、学校相互間の連携協力を図る。

(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証

精華町においては、毎年度、学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況等、いじめの問題への取組状況を調査するとともに、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証する。

いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめ防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが大切である。特に児童生徒の発達段階に応じた指導方法や指導体制を整える必要がある。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、例えその情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応することが何よりも重要である。

なお、いじめ問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針

各学校は、国や京都府、精華町の基本方針を参考にして、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

＜学校基本方針の内容の例＞

ア いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容を具体的に定める。

イ 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に役立つ多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

ウ いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図る取組やいじめの早期発見・対処に関する取組方法等を具体的に定め、これらを徹底するため、チェックリストを作成、共有して全教職員で実施するなど、年間を通じた具体的な取組計画を定める。

エ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを法第22条に規定する組織を中心に点検・評価し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルに盛り込む。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域住民とも連携を図り、地域社会と一体となった学校基本方針になるようにすることが、策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。

また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童生徒が主体的かつ積極的に参加が確保できるようにすることも大切である。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法22条に基づき、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）を置くものとする。

いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

＜いじめ対策組織の役割の例＞

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には迅速に緊急会議を開き、いじめの情報の共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等、組織的に実施するための中核としての役割

いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とすることが重要である。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まず全て当該組織に報告・相談する。

加えて、いじめ対策組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることなどが必要である。

また、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証することが大切である。

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールソポーター、学校運営協議会委員・学校評議員、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処にあたる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子にも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりえることを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止に取り組むことが何より重要である。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身に付けさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作ることが大切である。

加えて、児童会や生徒会において、児童生徒が自発的・自主的にいじめについて考え、いじめ防止やいじめをなくすための活動を推進するとともに、青少年健全育成の標語や社会を明るくする運動の作文等の作成を通して、いじめを防止したりいじめをなくしたりしようとする機運を高める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示すささいな変化や危険信号を見逃さないよう努めることが大切である。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整えることにより、いじめの実態把握に取り組むことが必要である。

また、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図ることが重要である。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、教育委員会への速やかな報告を行う。

また、いじめの事実を確認した場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかにいじめ対策組織に報告し、組織的に被害児童生徒の生命の尊重を第一に考えて守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめの観衆・傍観者に対しても、自分の問題として捉えさせ、例えいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(5) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を組織的・計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いに理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネット利用の増加とともに、ささいなことをきっかけとして、ネットいじめが増加している。また、SNSの普及に伴い、閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい新しい形態のいじめも現れてきている。

ネットいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等をおこなってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、ネットいじめを見逃さない感覚を高めることが必要である。

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯電話等へのフィルタリング普及の促進や情報モラル教育等、児童生徒及びその保護者に対する必要な啓発を進める。

重大事態への対応

1 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。

2 重大事態発生の報告及び調査

いじめによる又はいじめによる可能性のある行為等により重大事態が発生した場合、精華町立小中学校は精華町教育委員会を通じて精華町長に速やかに報告する。

この場合、精華町教育委員会又は精華町立小中学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするためのいじめ対策委員会の調査（以下「重大事態の調査」という。）を行うものとする。

3 調査主体の決定

学校からの報告により、重大事態の疑いがあると認められるいじめ事象を把握した場合は、緊急教育委員会議で協議し、調査実施主体を判断する。

4 調査を実施する組織

(1) 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。この場合、調査を実施する構成員は、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性を確保する。

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

この調査の実施においては、いじめ対策委員会の構成員を中心として公平性・中立性を確保する。

5 事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、この調査を実りあるものにするため、教育委員会・学校自身が、例え不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

6 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

7 調査結果を踏まえた措置

公立学校で発生した重大事態について精華町教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

8 調査結果の報告

- 重大事態の調査結果については町長に報告するものとする。
- その際、前項の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

9 再調査及び措置

(1) 再調査

精華町立小中学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた町長は、法30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について、再調査委員会を設置し、再調査を行うことができる。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

精華町立小中学校で発生した重大事態について、精華町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の予防のために必要な措置を講ずる。

10 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への再調査に係る情報提供

再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

11 再調査結果の議会への報告

町長は、再調査の結果について、精華町議会に報告する。

【その他の重要事項】

精華町は、精華町の基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・府の動向等も勘案しながら、精華町の施策や学校の施策、重大事態への対処等、精華町の基本方針が適切に機能しているかどうかを検討し、必要があると認められるときは、精華町の基本方針を見直すとともに、必要な措置を講ずる。

参考 「精華町いじめ問題対策連絡会議（仮称）」

関係団体として想定する団体

精華町人権擁護委員会・児童相談所・精華町社会教育委員会・精華町青少年健全育成協議会・
精華町民生児童委員協議会・精華町自治会連合会・精華町PTA連絡協議会

